

介護職員等特定処遇改善加算に基づく取組について

社会福祉法人福岡福祉会では令和元年10月より、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を取得しています。算定要件の一つである見える化要件に基づき、当法人の具体的な取組内容を下記のとおり掲示いたします。

記

1. 算定要件

- ・ 現行の処遇改善加算ⅠからⅢのいずれかを算定していること。
- ・ 職場環境要件に関し、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の区分で、それぞれ1つ以上の取組を行っていること。
- ・ 取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

2. 賃金について

- ・ 勤続10年以上の介護福祉士、その他の介護職員及び介護職員以外の職員に対し、算定ルールに基づいた手当を支給。

3. 取得事業所

- ・ 特別養護老人ホームアルテン赤丸
- ・ アルテン赤丸ショートステイ
- ・ アルテン赤丸デイサービスセンター

4. 職場環境要件についての具体的な取り組み

(1) 資質の向上

資格取得のため、研修（実務者研修、喀痰吸引研修、認知症ケア研修等）受講のための勤務シフトの調整、受講料・教材費の全額支給。

(2) 労働環境・処遇の改善

介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護機器（介護ロボット、リフト、電動ベット等）の導入や腰痛予防指導者の育成。

(3) その他

地域住民との交流による地域包括ケアの一員として、専門性の還元を図るための活動を行う。

- ・ 介護福祉士による認知症予防教室、管理栄養士による栄養教室
- ・ 看護師・保健師による健康相談、理学療法士による健康体操
- ・ 法人施設を開放し、コミュニティの場を提供
- ・ 専門職による相談窓口の開設
- ・ 地域行事への参加